

# 北九州市新型コロナウイルスワクチン 個別接種促進支援事業申請要領

北九州市保健福祉局感染症医療政策課

## 概要

### 1. 趣旨

北九州市内の新型コロナウイルスワクチンの接種において、接種回数等の一定の要件を満たした診療所に対し、北九州市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

### 2. 支給対象及び支給額

診療所への支援金の支給対象及び支給額は以下のとおりとします。なお、対象期間中の接種回数（予診のみは含まない）により算定します。その際、消費税は反映しません。

支援金の支給対象者及び支給額

支給対象	対象期間	第1期：令和5年5月1日（月）から同年7月2日（日）まで、第2期：令和5年7月3日（月）から同年9月3日（日）まで、第3期：令和5年9月4日（月）から同年11月5日（日）まで、第4期：令和5年11月6日（月）から同年12月31日（日）まで、第5期：令和6年1月1日（月）から同年3月3日（日）まで
	対象者の要件	上記各対象期間において、週100回以上の接種を4週間以上実施した診療所（ただし、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外（当該診療所の診療時間外をいう。）、夜間（当該診療所の診療時間外か否かに関わらず、18時以降をいう。）又は休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に接種体制を用意している（診療所で接種体制を用意することのほか、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）こと。）
支給額		支給対象となった週に、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円を支給する。

※集団接種（市内特設会場）の実績は含まないこと

## 申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たす診療所に限ります。

1. 個別接種に協力し、支給対象の要件を満たした北九州市内の診療所であること。
2. 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
  - (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
    - イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
    - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
    - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
    - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
    - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
    - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

## 申請手続き等

### 1. 申請期間

申請期間

期	対象期間	申請期間
第1期	令和5年5月1日（月） ～同年7月2日（日）	令和5年7月3日（月） ～同年8月10日（木）
第2期	令和5年7月3日（月） ～同年9月3日（日）	令和5年9月4日（月） ～同年10月10日（火）
第3期	令和5年9月4日（月） ～同年11月5日（日）	令和5年11月6日（月） ～同年12月11日（月）
第4期	令和5年11月6日（月） ～同年12月31日（日）	令和6年1月4日（木） ～同年2月13日（火）
第5期	令和6年1月1日（月） ～同年3月3日（日）	令和6年3月4日（月） ～同年3月31日（日）

提出期間の各最終日までの消印を有効とする

## 2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

### (1) 申請に必要な書類

- ① 実績報告書（様式1）
- ② 請求書（様式2）
- ③ 市指定の請求書兼領収書（雑用）

登録された請求者番号を請求者番号欄（下6桁）に記入する場合

- ・ 請求書欄の押印不要
  - ・ ⑤の振込先が確認できるものは提出不要
- ④ 時間外等の接種体制を用意したことの確認用チェックリスト（別紙1）
  - ⑤ 振込先が確認できるもの。（銀行通帳の契約内容の写し（通帳1ページ目）、インターネットバンキングの口座情報画面の写し等）
  - ⑥ 提出書類チェックシート

## 3. 申請に必要な書類の入手方法

北九州市ホームページからダウンロードできます。

「北九州市新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金について」

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334\\_00006.html#SUB9](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334_00006.html#SUB9)

## 4. 提出先

北九州市新型コロナウイルスワクチン接種オペレーションセンター

（〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル4階）

（※締切厳守につき、提出期間にはご注意ください。）

## 5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは、お支払することで通知に変えます。支給時期については、書類の提出期限から概ね2ヶ月を想定していますが、一定の時期に申請が集中した場合や書類の不備があった場合等、更に時間を要することがあります。

## その他

1. 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、北九州市は支給を取り消す場合があります。この場合、申請者は、受領金を返還するとともに、返還の日までの日数に応じた延滞金（受領金の額に年率の割合で計算した額）を支払うこととなります。
2. 報告に疑義が生じた場合、申請した医療機関に対して、内容を問い合わせることや、追加で資料を請求することがあります。

(問い合わせ先)

北九州市新型コロナウイルスワクチン接種オペレーションセンター

TEL : 093-383-0747

(平日) 午前9時から午後6時まで